

会計年度任用職員の有罪判決について

本村の会計年度任用職員が脅迫・器物損壊・威力業務妨害の罪で令和8年1月15日長野地方裁判所松本支部で拘禁刑7月、執行猶予3年の有罪判決を受けました。

本件につきましては、司法の判断を厳粛に受け止めるとともに、関係法令に基づき厳正に対処してまいります。

被害に遭われた方に対し、心よりお詫び申し上げます。

また、村民の皆さまの信頼を著しく損なうこととなり、深くお詫びを申し上げます。今後は、村民の皆さま信頼回復に向け職員のコンプライアンス意識の向上に一層努めて参ります。

令和8年1月15日

王滝村長 越原 道廣